

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

<p>保谷志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市三原五丁目二一四八番一地先から同市三原五丁目二一五五番一地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年十二月二十四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四八・七五メートル</p>	<p>備考</p>